訪看鳥 Ver3.02.01(改定対応)についてのご案内

■バージョンアップにおける変更内容

訪問看護 (医療保険)

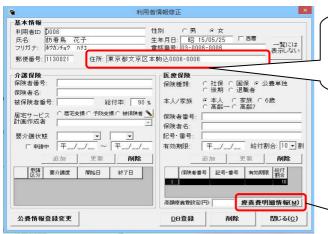
1. 訪問看護療養費明細書:

平成 26 年度の報酬改定に伴い、訪問看護療養費明細書の様式が変更になりました。 新設された項目もありますので、本案内をご確認のうえ、操作をお願いいたします。

1)「訪問した住所」について

新設された項目です。

「訪問した住所」は、利用者情報画面で入力した住所を明細書に反映可能にしております。 住所については、「都道府県名から記載、また集合住宅等の場合は部屋番号までを記載すること」に なっておりますので、入力情報をご確認ください。

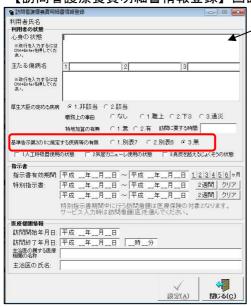


利用者情報修正画面で入力した情報 を訪問看護療養費明細書の「訪問した 住所」に反映可能にしております。

「療養費明細情報」をクリックすると【訪問看護療養費明細書情報等登録】画面が表示されます。

2)「基準告示第2の1に規定する疾病等の有無」について

【訪問看護療養費明細書情報登録】画面



選択項目が変更になりました。

「有」、「無」から「1 別表7」、「2 別表8」、「3 無」 へ変更になりましたので、該当するいずれかを選択 してください。

3)「指示期間」欄について

訪問看護指示書および特別訪問看護指示書、精神科訪問看護指示書および精神特別訪問看護指示書の 指示有効期間が各々設けられました。

【訪問看護指示書の指示有効期間について】

利用者情報画面の「訪問看護療養費明細書情報登録」で登録されている指示期間および特別指示書の 指示期間は、療養費明細書の指示期間および特別指示期間に反映されます。

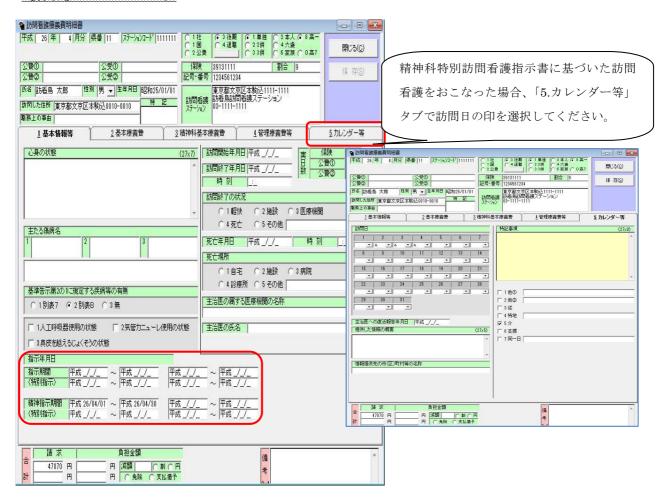
【精神科訪問看護指示書の指示有効期間について】

精神科訪問看護指示書の指示期間は、訪問看護療養費明細書編集画面で入力をおこなってください。
※

精神科訪問看護指示書の指示期間について、利用者情報画面の「訪問看護療養費明細書情報登録」で 指示期間の登録をされている場合は、削除してください。

サービス登録後、実績の集計をおこない、印刷から訪問看護療養費明細書の印刷を行う前に 該当の利用者様を選択し、「確認・修正」→ (年月度を確認し)「選択」をクリックすると 「訪問看護療養費明細書」編集画面が表示されますので、指示期間の入力をおこなってください。

また精神科特別訪問看護指示書に基づいた指定訪問看護をおこなった場合は、療養費明細書の訪問日に 印をつけるため、療養費明細書の「5.カレンダー等」タブにある「訪問日」から「△」を選択し、 [保存] してください。

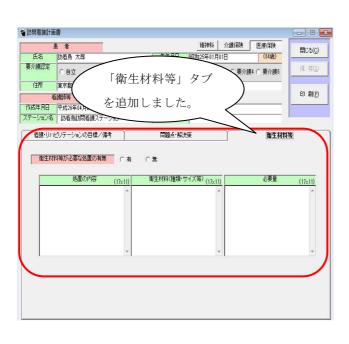


2. 訪問看護計画書・訪問看護報告書:

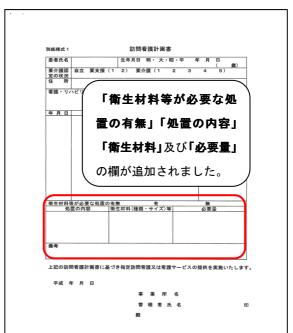
訪問看護計画書・訪問看護報告書の様式が変更され、衛生材料についての項目が追加されました。

1)訪問看護計画書

「衛生材料等が必要な処置の有無」「処置の内容」「衛生材料」及び「必要量」の欄が追加となりました。 衛生材料等が必要になる処置がある場合、「処置の内容」及び「衛生材料等」について具体的に記入し、 「必要量」については1ヵ月間に必要な量を記入してください。



【訪問看護計画書】



2)訪問看護報告書

「衛生材料等の使用量および使用状況」「衛生材料等の種類・量の変更」の欄が追加となりました

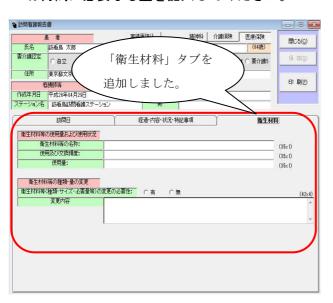
■「衛生材料等の使用量および使用状況」欄:

処置に使用した衛生材料等の名称、使用及び交換頻度、1ヵ月間における使用量を記入してください。

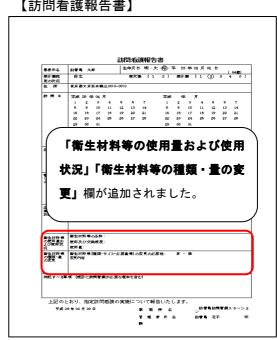
■「衛生材料等の種類・量の変更」欄:

処置に係る衛生材料等の種類・サイズ・量の変更が必要な場合に記入してください。必要量については、

1ヵ月間に必要なる量を記入してください。



【訪問看護報告書】



3. 訪問看護療養費領収書:

4月より厚生労働省の通知にて、領収書の枠外に

「※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。」が追加されております。

これに伴い、平成26年4月分請求より訪問看護療養費領収書に注意書きを追加いたしました。

